

# 岐阜県公報

## 目次

### 条 例

岐阜県税条例等の一部を改正する条例

(税 務 課)

三

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例等の一部を改正する条例(条例第三三三号)

#### 一 事業税

1 法人事業税の資本割の課税標準である資本金等の額について、資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、当該額を資本割の課税標準とすることとした。(第三九条の四関係)

2 外形標準課税の対象となる普通法人の事業税の税率について、次のとおり変更することとした。(第四二条及び附則第六条の二の二関係)

付加価値割	資本割	所得	割
一〇〇分の〇・七二 (現行 一〇〇分の〇・四八)	一〇〇分の〇・三 (現行 一〇〇分の〇・二)	所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の一・六 (現行 一〇〇分の二・二)
		所得のうち年四〇〇万円を超え年八〇〇万円以下の金額	一〇〇分の二・三 (現行 一〇〇分の三・二)
		所得のうち年八〇〇万円を超える金額	一〇〇分の三・一 (現行 一〇〇分の四・三)

#### 二 地方消費税

地方消費税の税率の引上げの施行期日を平成二九年四月一日とすることとした。

号外(一) 平成二十七年 三月三十一日

三 不動産取得税

- 1 「児童福祉法」に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する家屋（一定のものに限る。）について、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（第五三条関係）
  - 2 社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する不動産について、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（第五三条関係）
  - 3 地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置の適用期限の延長等を行うこととした。（附則第七条及び附則第七条の四関係）
  - 4 住宅及び土地の取得に係る税率を三パーセント（本則四パーセント）とする特例措置の適用期限を平成三〇年三月三十一日まで延長することとした。（附則第七条の二関係）
  - 5 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後二年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合について、当該宅地建物取引業者による取得が平成二九年三月三十一日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。（附則第七条の四関係）
  - 6 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成三〇年三月三十一日まで延長することとした。（附則第七条の五関係）
- 四 自動車取得税
- 1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率の特例措置について、軽減率及び対象を見直した上、適用期限を平成二九年三月三十一日まで延長することとした。（附則第二二条の二の二関係）
  - 2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであって、一定のものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に一〇〇分の八〇を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした。（附則第二二条の二の二関係）

する特例措置を講ずることとした。（附則第二二条の二の二関係）

- 3 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（初めて新規登録等を受けるものを除く。）の取得に係る課税標準の特例措置について、控除額及び対象を見直した上、適用期限を平成二九年三月三十一日まで延長することとした。（附則第二二条の二の四関係）
  - 4 バリアフリー性能の優れたバス等の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二九年三月三十一日まで延長することとした。（附則第二二条の二の四関係）
  - 5 先進安全自動車技術を備える一定の自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、控除額及び対象を見直した上、適用期限を平成二九年三月三十一日まで延長することとした。（附則第二二条の二の四関係）
- 五 軽油引取税
- 軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その対象を見直した上、適用期限を平成三〇年三月三十一日まで延長することとした。（附則第二二条の四関係）
- 六 狩猟税
- 1 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成二七年四月一日から平成三一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする特例措置を講ずることとした。（附則第一六条関係）
  - 2 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が平成二七年五月二十九日から平成三一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする特例措置を講ずることとした。（附則第一六条関係）
  - 3 狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく許可又は従事者証の交付を受け、当該許可又は従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が平成二七年四月一日から平成三一年三月三十一日までの間に行われた場合におい

ては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を二分の一とする特例措置を講ずることとした。(附則第一六条の一関係)

七 その他所要の規定の整理を行うこととした。

八 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。ただし、六二は、平成二十七年五月二十九日から施行することとした。

条 例

岐阜県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十三号

岐阜県税条例等の一部を改正する条例

(岐阜県税条例の一部改正)

第一条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の四第一項ただし書中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「第七項」を「第十項」に改める。

第四十二条第一項中「除く」の下に、「第三項において同じ」を加え、同項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハの表中「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の七・二」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハ中「百分の七・二」を「百分の六」に改める。

第五十一条の二第一項中「免除される事業者」の下に、「同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。」を加える。

第五十三条に次の四項を加える。

12 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

13 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

14 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業(利用定員が五人以下であるものに限る。)の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

15 社会福祉法人その他施行令第三十九条の二の三に規定する者が直接生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項に規定する社会福祉事業として行われるものに限る。)の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

第五十五条第一項中「第三十九条の二の三第一項」を「第三十九条の二の四第一項」に改める。

第五十七条中「又は第二項第一号」を「若しくは第二項第一号」に改める。

第七十三条第一項第五号ハ①及び②を次のように改める。

(1) 営業用

(i) 乗車定員(自動車検査証に記載された型式その 年額 二万六千五百円

他の仕様による乗車定員をいう。以下八において同じ。)が三十人以下のもの

- (ii) 乗車定員が三十人を超えるもの  
年額 三万二千元
- (i) 乗車定員が三十人以下のもの  
年額 三万三千元

- (ii) 乗車定員が三十人を超えるもの  
年額 四万千円

附則第六条の二の第二項中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年四月一日」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の二・二」を「百分の一・六」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の三・二」を「百分の二・三」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の四・三」を「百分の三・一」に改める。

附則第七条第一項及び第三項から第五項までの規定中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第七項中「都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十四号)の施行の日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「(当該取得が都市再生特別措置法)を」に相当する額を価格から控除する。ただし、当該取得が同法「に、」に「に」に改め、同条第八項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改め、「割合」の下に「(当該割合が二分の一を超える場合にあつては、二分の一)を加え、同条第十三項及び第十四項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第七条の二第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「附則第七条の四第一項」の下に「若しくは第五項」を加える。

附則第七条の四第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「を」の遷付「に、」附則第七条の四第二項「と、」第五十五条第一項第一号又は「を」附則第七条の四第二項「と、」第五十五条第一項第一号若しくは「に改め、同条第四項中「平成二十七年三月三十一日」

を「平成二十九年三月三十一日」に、「第三十九条の二の三第一項」を「第三十九条の二の四第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

- 5 宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(以下この項及び次項において「宅地建物取引業者」という。)が改修工事対象住宅(新築された日から十年以上を経過した住宅(第五十三条第一項に規定する共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。)であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で施行令附則第九条の三第一項に規定するものを行った後、当該改修工事を行った当該改修工事対象住宅で同条第二項に規定するもの(以下この項において「住宅性能向上改修住宅」という。)を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第五十三条第一項の規定により控除するものとされていた税額を乗じて得た額を減額する。
- 6 第五十六条から第五十八条までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の遷付について準用する。この場合において、第五十六条第一項中「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第七条の四第五項」と、同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「当該土地に」とあるのは「同項に規定する宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅(第五十八条において「改修工事対象住宅」という。)に」と、「これら」とあるのは「同項」と、第五十六条第二項中「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第七条の四第五項」と、第五十七条中「第五十五条第一項第一号若しくは第二項第一号」とあるのは「附則第七条の四第五項」と、第五十八条第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第五十五



のように改める。

4 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第十二条の二の四第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第六十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十七項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十八項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十九項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二十項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二十一項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二十二項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二十三項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二十四項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前三項又は附則

第十二条の二の四第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第六十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

一 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

二 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

三 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の四第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第四号中「(同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 次に掲げるガソリン自動車(平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第四条の六第一項に規定するもの)によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この項から第五項までにおいて「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法として施行規則附則第四条の六第二項に規定するものによりエネルギー消費効率を算定しているもの(次項から第五項までにおいて「平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車」という。)に限る。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第三項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するも

ので施行規則附則第四条の六第四項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の四第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「三十万円」を「三十五万円」に改め、同項第一号中「(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第五項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第六項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の四第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「十五万円」を「二十五万円」に改め、同項第一号中「(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動

車に限る。)

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の第六七項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の第六八項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の四第八項中「附則第四条の六第十二項」を「附則第四条の六の第十五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「次に掲げる自動車」の下に「のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。）を備えるもの」を加え、「附則第四条の六第七項」を「附則第四条の六の二第七項」に、「平成二十七年三月三十一日（第一号）」を「平成二十九年三月三十一日（第四号）」に改め、「自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第三号に掲げる」を削り、「平成二十六年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に、「三百五十万円」を「五百二十五万円」に改め、同項第一号中「超える」を「超え十二トン以下の」に、「附則第四条の六第八項」を「附則第四条の六の二第八項」に、「附則第四条の六第九項」を「附則第四条の六の二第九項」に、「であつて」を「第十一項において「バス等」という。）であつて」に、「平成二十五年一月二十七日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置に係る」を「車両安定性制御装置に係る」に、「（次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則附則第四

条の第六十項に規定するものに」を「で施行規則附則第四条の六の二第十項に規定するもの（以下この項及び第十一項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の六の二第十項に規定するもの（以下この項及び第十一項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」に改め、同項第二号中「八トンを超える」を「三・五トンを超え八トン以下の」に、「附則第四条の六第十一項」を「附則第四条の六の二第十二項」に改め、「除く」の下に「。以下この項及び第十一項において同じ」を加え、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で施行規則附則第四条の六第十項に規定するものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第三号中「十三トンを超える」を「八トンを超え二十トン以下の」に改め、「（施行規則附則第四条の六第十一項に規定するけん引自動車に限る。）」を削り、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で施行規則附則第四条の六第十項に規定するものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の一号を加える。

四 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第十二条の二の四第七項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 前項第四号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの（施行規則附則第四条の六の二第十三項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第六十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第四条の六の二第十四項に規定するものに限り、）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第六十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日（第五号に掲げるトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

五 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

附則第十二条の二の四第六項中「附則第四条の六第五項」を「附則第四条の六の二第五項」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、

同項第二号中「附則第四条の六第六項」を「附則第四条の六の二第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「附則第四条の六第三項」を「附則第四条の六の二第三項」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「附則第十二条の二の四第五項」を「附則第十二条の二の四第七項」に改め、同項第二号中「附則第四条の六第四項」を「附則第四条の六の二第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「附則第四条の六第一項」を「附則第四条の六の二第一項」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「第六項」を「第八項」に改め、同項第二号中「第六項」を「第八項」に、「附則第四条の六第二項」を「附則第四条の六の二第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第六十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一 附則第十二条の二の二第四項第一号に掲げるガソリン自動車  
二 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限り、）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第九項に規定するもの  
イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。  
ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十八を乗じて得た数値以上であること。  
三 附則第十二条の二の二第四項第二号ハ又はニに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第六十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

一 附則第十二条の二の第五項に掲げるガソリン自動車

二 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限り。）のうち次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の第六十項に規定するもの

イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の四第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（施行令附則第十条の二の第二項に規定する自動車を除く。）その他これらに類するものとして同条第二項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

附則第十二条の四第一項第三号中「附則第十条の二の第二項」を「附則第十条の二の第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第四号中「附則第十条の二の第四項」を「附則第十条の二の第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第五号中「陶磁器製造業、」を削り、「附則第十条の二の第六項」を「附則第十条の二の第七項」に、「製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの」を「当該」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第十条の二の第十一項に規定するものに基づき、平成三十年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第七十一条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

6 前項の規定の適用がある場合における第二項において準用する第七十一条の十七第一項の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十二条の四第五項に規定する譲渡に関する事実及びその数量その他」とする。

附則第十三条第一項の表中

千八百円	千八百円	第七十三条第一項第五号	
		八	八
千二百円	千二百円	二万六千五百円	三万四千元
		三万二千元	三万六千八百円
千三百円	千三百円	三万七千九百元	三万七千九百元
		四万七千円	四万七千円
千四百円	千四百円	四万七千円	四万七千円
		四万七千円	四万七千円

改める。

附則第十六条を次のように改める。

（狩猟税の課税免除）

第十六条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、第六十条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十

一年三月三十一日までの間に行われたときは、第六十条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。  
附則第十六条の次に次の一条を加える。

(狩猟税の税率の特例)

第十六条の二 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第六十条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け」とあるのは、「受けた同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）の従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

附則第二十二條第四項中「附則第五十五條の二第一項第一号」を「附則第五十五條第一項第一号」に改める。

(岐阜県条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岐阜県条例の一部を改正する条例（平成二十五年岐阜県条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中岐阜県条例附則第十六条の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）及び附則第九項の規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岐阜県条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十七年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十六年分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

5 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

6 新条例附則第十二条の四第一項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第十二条の四第五項及び第六項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

(狩猟税に関する経過措置)

8 新条例附則第十六条第一項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

9 新条例附則第十六条第二項の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

10 新条例附則第十六条の二の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

11 施行日から附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第十六条及び第十六条の二の規定の適用については、新条例附則第十六条中「次項に」とあるのは「次条に」と、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」と、新条例附則第十六条の二第一項中「鳥獣保護管理法第五十六条」とあるのは「鳥獣保護法第五十六条」と、「鳥獣保護管理法第九条第一項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「鳥獣保護管理法第二条第九項」とあるのは「鳥獣保護法第二条第五項」と、同条第二項中「鳥獣保護管理法第九条第八項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「従事者証」とあるのは「鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者証」と、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項（鳥獣被害防止特措法」と、「者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正）

12 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち岐阜県税条例第百六十条第二項第一号及び附則第十六条第一号の改正

規定中「及び附則第十六条第一号」を削る。